

2025 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 サ イ モ ン ・ ゲ ロ ヴ ィ ッ チ
(ス タ ン ダ ー ド コ ー ド : 3350)
問 合 せ 先 I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号 03-6772-3696

第三者割当により発行された第 20 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の行使状況に関するお知らせ及び第 19 回普通社債の一部繰上償還に関するお知らせ

当社が 2025 年 6 月 23 日に発行した、EVO FUND を割当先とする第 20 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の 2025 年 8 月 18 日から 2025 年 8 月 22 日までの行使状況について、以下のとおり任意開示としてお知らせいたします。

また、当社は 2025 年 6 月 30 日付「第 19 回普通社債の発行及び第 3 回普通社債（保証付）の買入消却に関するお知らせ」で開示いたしました当社発行の第 19 回普通社債の一部繰上償還を行いましたので、あわせてお知らせいたします。

・第 20 回新株予約権の行使

1.	銘柄名	株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権
2.	2025 年 8 月 18 日以降の交付株式数	4,900,000 株
3.	2025 年 8 月 18 日以降に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	49,000 個 (発行総数 1,850,000 個に対する割合：2.65%)
4.	2025 年 8 月 15 日時点における未行使新株予約権数	686,000 個 (68,600,000 株)
5.	現時点における未行使新株予約権数	637,000 個 (63,700,000 株)

※発行総数に対する割合は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

6. 2025 年 8 月 18 日以降の行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
8 月 18 日 (月)	—	—	972	—
8 月 19 日 (火)	—	—	972	—
8 月 20 日 (水)	4,900,000	—	884	49,000
8 月 21 日 (木)	—	—	884	—
8 月 22 日 (金)	—	—	884	—

※前回開示時点における発行済株式総数は 717,114,340 株（自己株式 25,712 株を含む）でしたが、その後、新株予約権の行使による 4,900,000 株の新規発行により、2025 年 8 月 22 日時点の発行済株式総数は 722,014,340 株となりました。

(ご参考) 各回号の行使価額

	第 20 回	第 21 回	第 22 回
8 月 18 日 (月)	972 円	981 円	991 円
8 月 19 日 (火)	972 円	981 円	991 円
8 月 20 日 (水)	884 円	892 円	901 円
8 月 21 日 (木)	884 円	892 円	901 円
8 月 22 日 (金)	884 円	892 円	901 円

※各本新株予約権の行使価額は、2025 年 6 月 25 日 (水) に初回の修正が行われ、以後、3 取引日が経過するごとに修正されます (以下、「修正日」といいます。)

行使価額は、修正条項に基づき、修正日に先立つ連続する 3 取引日の各取引日 (ただし終値が存在しない日を除きます。) における当社普通株式の普通取引終値の平均値に対し、第 20 回新株予約権については 100%、第 21 回新株予約権については 101%、第 22 回新株予約権については 102% を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額 (777 円) を下回る場合は、下限行使価額といたします。

・社債の繰上償還の概要

当社は、2025 年 6 月 30 日付「第 19 回普通社債の発行及び第 3 回普通社債 (保証付) の買入消却に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、償還期日を 2025 年 12 月 29 日として、第 19 回普通社債総額 30,000,000,000 円を EVO FUND に発行しておりましたが、2025 年 7 月 7 日に行われた 6,000,000,000 円の一部繰上償還及び 2025 年 7 月 15 日に行われた 6,750,000,000 円の一部繰上償還に引き続き、この度、同社債の償還条項に基づきその一部である 3,000,000,000 円を繰上償還しております。

なお、当償還原資は 2025 年 6 月 30 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、第 20 回乃至第 22 回新株予約権の行使によって調達した資金使途に含まれております。

以 上